

議 事 録

会議名	第2回寒川町公共施設再編計画策定外部委員会		
開催日時	平成30年5月11日（金） 15時00分から17時00分		
開催場所	寒川町役場3階 議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>【出席者】</p> <p>&lt; 委員 &gt;</p> <p>山崎俊裕（委員長）、高橋伸隆（副委員長）、北川哲也、茅野英一、水田敏弘、齋藤正信、中島幸雄、蓮見保仁</p> <p>&lt; 事務局 &gt;</p> <p>施設再編課長：関根利和、計画担当副主幹：杉崎圭太、甲和洋          消防総務課長、協働文化推進課長：戸村孝、協働担当主任主事：岡野達也、協働担当主事：酒井道雄、福祉部参事兼高齢介護課長：鈴木隆俊、福祉課長：内田武秀、子育て支援課長：宮崎彰夫、保育・青少年課長：原田健一、健康・スポーツ課長：亀井正人、環境課長：小林正直</p> <p>【傍聴者】1名</p>		
議 題	<p>(1) 議事録承認委員の指名</p> <p>(2) 施設評価について</p>		
決定事項	なし（外部委員会での施設評価表四分類評価の結論は、全施設の議論、検討後実施する）		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>開会</p> <p>【山崎委員長】それでは開会に際しまして、施設再編課長より傍聴者入室許可の確認があります。各委員から許可の確認があり次第、進行を私の方にお任せいただくこととなりますけれども、皆様傍聴人の入室よろしいでしょうか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p> <p>○議題</p>		

(1) 議事録承認委員の指名

【山崎委員長】 それでは、議題に入りたいと思います。

本日は2時から始まりますが、午後4時ぐらいを終了の目処として進めさせていただきたいと思っています。

まず最初の議題で、議事録承認委員の指名でございます。前回は北川委員さんをお願いをいたしましたけれども、名簿順でいきますと、私の次の茅野委員さんということでお願いをしたいと思いますが、茅野委員さん、議事録の承認をどうぞよろしくお願いいたします。

【茅野委員】 お願いします。

○議題

(2) 施設評価について

【山崎委員長】 それでは、早速議題の2つ目、施設評価についてのお話に入りたいと思っております。前回の委員会の際に事務局より少しご説明がありましたけれども、この施設評価表を用いた4分類の評価を時間をかけて検討いただいたわけですが、この評価表が最終的には再編計画の工程表につながっていくものになっております。

幾つか種類がございますけれども、今回の委員会と次回の委員会、2回に分けて、この評価表について検討したいと思っておりますが、本日は「地域活動施設」「保健福祉施設」「行政・環境・消防施設」等の評価を行っていききたいと思います。

それでは、まず事務局から、施設評価表記載内容についてのご説明をお願いしたいと思います。評価対象の「内部委員会としての評価素案」の説明をしていただいて、その後、皆様からご意見をいただいて、質疑応答という形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あと、評価対象になる施設に関連する職員もきょうは同席をいただいているということですので、記載内容についての質問、やりとりをさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（関根施設再編課長）】 皆様、改めまして、こんにちは。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず、説明に入ります前に、冒頭一言ご挨拶ということで、私、施設再編課長の関根のほうから申し上げたいと思います。本来でしたら、総

務部長、野崎がご挨拶申し上げるところですが、本日、所用によりまして欠席させていただいております。まことに申しわけございませんが、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、委員長からもご説明いただいたとおり、今日事務局だけではなく、今回ご検討いただく各施設を所管しております課長をはじめまして、職員も同席させていただいております。この後、説明の後に質問等いただくときには、出席している職員で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細の説明につきましては後ほど杉崎副主幹がいたしますが、まず本日と次回6月29日、第3回目の委員会ということで、2回に分けて施設の評価をお願いしたいと思っております。こちらにつきましては最終的には各施設、現状維持でいくのか、更新・長寿命化なのか、要転用なのか、統廃合・複合化なのかといった、いわゆる四分類評価を皆様にお願ひするところがございます。こちらにつきましては、施設評価表に記載のありますとおり、利用率、コストの状況、ハード面の状況等、また総合管理計画における今後の方向性等を踏まえまして、外部委員会としての四分類評価をしていただければと思っております。

本日につきましては、委員長からもご案内のとおり、地域活動施設として宮山地域集会所から大曲地域集会所までの12施設、保健福祉施設につきましては健康管理センターから星の子クラブ・おひさまクラブまでの8施設、行政・環境・消防施設につきましては寒川町役場から中瀬分団車庫待機室までの14施設ということで、本日、34の施設という形で、ボリュームがありますので、スムーズな進行等ご協力いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、詳細につきましては杉崎のほうからご説明差し上げます。  
**【事務局（杉崎副主幹）】** 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の第1回目の委員会の終わりにお配りいたしました黄色いファイルに綴じてあります施設評価表、資料3をご覧ください。こちらが先日ご説明申し上げました施設評価表になっておりまして、評価表内に記載されていますデータは、原則として平成28年度時点での決算情報になっております。ただ、1点だけ、建物の劣化診断に関しましては平成29年度中に実施しておりますので、施設の劣化度につきましては平成29年度時点でのデータという形でご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、施設評価表をおめくりいただきまして、1ページ目をご覧

ください。こちらは施設評価表の記載内容の説明になります。順を追って説明させていただきます。

まず1番として、その施設の基本情報を記載しております。施設の名称から始まりまして、その施設の設置目的、根拠法令、根拠条例、さらに建物の構造、工事履歴、長寿命化ですとか耐震補強工事などを行っている場合につきましては、その工事履歴等を記載しております。

その下、2番の運用状況になります。(1) 施設で実施している事業の内容の概要という形になりまして、今、記載例にありますのは寒川町役場ということで、各種行政サービスの提供拠点という記載になっておりますが、この後、進むにつれまして、施設内で実施されている、例えばイベントですとか、事業の内容などを記載している部分になります。

その下の(2) 機能別利用率ということで、貸し出しをしている施設に関しましては各部屋、各機能ごとに利用率、利用人数、年間稼働日数の記載を行っている部分になります。

その下、3番目の管理状況になります。ここでの管理状況につきましては、直営なのか民営で行っているのか、人員の配置状況、その下の3番目の維持管理費といたしまして、指定管理委託料ですとか光熱水費、あるいは建物の火災保険料などの計上を行っております。

四角の吹き出しで書いてありますように、職員人件費に関しましては職員1人当たりの人件費を人数で掛けたものと、臨時職員の1人当たりの平均賃金に人数を掛けたもの、これらの合計で職員人件費を計算しております。人数につきましては、必ずしもその施設に職員が張りついているという施設があるわけではございませんので、その課の中の業務数で人数を案分して算出しているという状況がある点、それからもう1点、配置された職員の年齢によって、年度によって人件費の増減幅が大きくなるという事態もございますので、平均給与を用いた額での職員人件費の計上となっております点をご理解くださいますようお願いいたします。

(4) につきましては、その施設に対して入ってくる使用料の収入、町に直接収入のある部分での収入の記載になっております。

その横の(5) としまして、使用料収入から維持管理費等を差し引いた収支の記載がございます。

その下の6番の減価償却費といたしまして、取得価格を法定耐用年数で割ったもの、1年間の価値の目減り分と言われております減価償却費を記載しておりまして、最終的には(7) 総コストということで、実際の支出を伴う維持管理費にプラス1年間の価値の目減り分である減価

償却費を足して総コストというふうに表記して、さらにその右横の8番では使用料収入から総コストを引いた総収支という形での表記となっております。

続きまして、その右側の2ページをおめくりいただきまして、4番のコスト分析になります。ここでは前段で説明いたしましたコストを、維持管理費のみの場合と減価償却費を加えました総コストに対して、開館1日当たりのコストですとか利用者1日当たり、あるいは平方メートル当たりのコストをここでの表記としております。

続く5番では、施設の評価として施設の劣化度、耐震状況、収入割合、施設全体の利用率、以上4点をもちまして施設の評価を実施しております。その施設の評価の結果は、右側にありますレーダーチャートの大きさを現わされまして、このレーダーチャートの大きさが外側に大きければ大きいほど、施設のハード面、・ソフト面での評価が高いということを現わすレーダーチャートになっております。

さらにその下に続きまして、必要性、有効性、妥当性ということで、評価項目が全部で12個ございます。12個をそれぞれ○か×かの判定といたします形で、評価項目を設けてございます。

5番の施設の評価で、施設の劣化度という部分での評価項目がございます。前段の施設の基本状況や管理状況の中に法定耐用年数の記載がありますが、今回の施設の劣化度の評価に関しましては、法定耐用年数に対してどれだけの残存期間があるのかという部分での評価ではなくて、あくまでも平成29年度に実施いたしました施設の劣化度調査、そこでの結果をハード面での調査ということにいたしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして、6番、公共施設等総合管理計画における今後の方向性という部分になります。平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとに行政が維持すべき施設の優先順位を示しております。今後も行政が維持していくべき施設として、学校教育施設、保健福祉施設、行政・環境・消防施設に関しては、今後も行政が維持していくべきものという形で位置づけております。ただし、床面積の総量ですとか維持管理手法に関しては、引き続き検討を行うこととしております。

それ以外の地域活動施設及び文化スポーツ施設に関しましては、規模を縮小するということを謳う一方で、その機能に関しましてはどこかに残していくという形で進めていくという方針を定めております。

最後に、7番の総合評価になります。こちら今回実施する四分類評

価になりまして、一番下の四角の部分、上下に見ましてハード面が高い場合は上にくるもの、横軸に見ていただきまして、ソフト面での評価が高い場合は右側にくるという形でプロットされる表になっております。左上から、ハード面の評価が高く、ソフト面での評価が低い場合は要転用、ハード面での評価とソフト面での評価が低い場合は統廃合・複合化等と。右側にいきまして、ハード面が高くソフト面での評価も高い場合は現状維持、その下、ハード面での評価が低いもののソフト面での評価が高い場合は更新または長寿命化という形で、四分類評価を実施いたします。

ここでの評価につきましては、前段でご説明いたしました4番のコスト分析、5番の施設評価に加えまして、6番で説明いたしました公共施設等総合管理計画における今後の方向性、施設分類ごとのあり方を踏まえて各施設を評価するものであります。原則としまして、次の記載にありますとおり、ハード面での評価では施設の評価において劣化度が3、つまり劣化があまり進んでないという状態、それから耐震状況が3、耐震性能が確保されている場合、この2点につきましてはハード評価が高いという評価になります。

続きまして、ソフト面での評価におきましては、5番の施設評価において収入割合が2ないし3ということで、総コストに対して収入の割合が30%以上の場合、かつ施設全体の利用率が3ということで、施設全体の利用率が50%以上の場合は高く評価する。さらに、必要性、有効性、妥当性の欄でマルが7つ以上の場合はソフト評価を高くする。そういった設定で四分類評価を行っております。これが原則という形になります。

一方で例外の場合もございまして、後ほど今日も実際に出てくる施設ではあります、例えばハード評価が高く、ソフト評価が低く、要転用という形で、原則に基づいて評価された場合においても、例えば施設の転用に制限がかかっているような場合、そういった施設もございまして。そういった場合は原則に基づく評価ではなく、例外の場合という形で評価結果となっております。これは後ほど具体的に施設が出た場面でご説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、ここで一旦資料の1、A3判の横の紙をご覧ください。施設評価結果一覧（四分類評価別）内部委員会素案段階と書かれているものになります。こちらは先ほどの四分類評価別の図になっておりまして、役場内の内部委員会の素案段階で、どの区分にどの施設が分類されているのかというものを一覧表で現わしたのものになります。こちら

につきましては後ほどご確認いただきたいと存じます。

恐れ入ります。続きまして、資料2をご覧ください。こちらは施設評価結果を今度は施設別に設けた資料になります。縦軸に施設名、横軸にいきまして、まずは内部委員会の評価素案が記載されております。その隣に外部委員会の評価ということで、今回と次回の外部委員会を通じまして、外部委員会の評価結果を記載していくという流れになっております。

それでは、恐れ入ります、資料3にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。資料3の3ページ、宮山地域集会所になります。ここからは地域活動施設の評価結果をご説明いたしますが、先ほど課長から説明ありましたとおり、本日の対象施設が非常に多いという部分もございいますので、全部の施設を一つ一つ説明していきますと時間が足りなくなってしまうので、まとめて説明ができる部分に関しましては、恐れ入りますが、まとめた形での説明とさせていただきたいと思っております。

まず地域活動施設、12個ある地域集会所になります。皆様の目の前に都市計画地図が4部ありますが、正副委員長席に一番近い地図、これが地域集会所になります。これから説明いたします12施設の地域集会所につきまして、平成27年度に作成しました公共施設等白書、平成28年度に策定いたしました総合管理計画を作る上で見えてきました課題といたしましては、全部で3点ほどございます。

12カ所あります地域活動施設におきまして、まず利用率が低い点。

2点目に関しましては、こちらは指定管理委託という形での運営になっておりますが、それぞれの集会所におきまして指定管理委託料だけでは成り立たずに、自治会負担となっている集会所も中にはあるという現状がある点。

最後の3点目といたしましては、今ご覧いただいております12個あります地域集会所に加えまして、その1つ下といたしますか、正副委員長席から数えまして2番目にあります地区集会所と書かれている地図になりますが、12の地域集会所につきましては町保有の地域集会所になります。地区集会所というのは自治会ですとか、町内会がお持ちになっている集会所になります。全部で24施設地区集会所がございいます。12の町保有の地域集会所に24施設の町保有ではない集会所があるということで、町内の中でいいますと、施設数が一番多く、なおかつ重複感があるという課題が計画策定上で見えてきたという状況になっております。

それでは、評価結果についてご説明をいたします。12個あります地

域集会所につきまして、全て評価結果は同じくハード面の評価が高い、劣化があまり進んでいないという状態と、先ほどご説明いたしましたように利用率が低い点がございまして、12個あります地域集会所につきましては、左上の要転用という形での評価結果になります。ただし、総合管理計画におきましては、地域集会所については小学校施設への複合化を目指すという形の方針となっております。

一方で、学校施設に地域集会所が複合化された場合には、当然今ある施設が残される状態になりますので、残された集会所をどうするのか、転用が必要になってくるという点、それからもう一方で、複合化を希望されない集会所が出てくる場合もございまして、その場合は地域に移管するという事も考えられますので、総合管理計画に基づく統廃合・複合化という評価結果ではなく、今回の内部委員会での評価結果につきましては、「要転用」という形での評価結果となっております。

地域集会所につきましては12施設ございまして、評価結果は12施設、全部同じ要転用という形になっております。利用率等につきましては、お時間の都合上割愛させていただきますが、後ほどご確認いただければ幸いと存じます。

続きまして、少々飛びますが27ページ、健康管理センターのページをお開きください。ここからは保健福祉施設の説明をさせていただきます。

保健福祉施設に関しまして、総合管理計画を策定する上での課題点といたしましては、寒川町内に分散している保健福祉施設の集約化、複合化、多機能化を図るために、平成21年3月に約6,000㎡ほど役場横の土地を取得いたしました。リーマンショックや東日本大震災の影響による町税減収のため、複合施設の建設を見送ってまいりましたが、総合管理計画策定に合わせまして、土地の活用策として、保健福祉機能に加え、町民センターホール機能、役場機能を集約した新たな複合施設を整備することを総合管理計画で目指すという形で謳っております。

また、保健福祉施設の中には、行政サービスとしては必要であるものの、民間による事業展開がされている形態もあり、必ずしも公共施設は必要ではないと考えられるものもあるということが課題として挙げられております。

それでは、27ページの健康管理センターから順を追って説明させていただきます。27ページ中ほどにございまして2番の運用状況をご覧ください。2番、運用状況の(1)施設で実施しております事業内容の概略でございます。こちらの健康管理センターで実施しております事業に



つきましては、そちらに記載してありますががん検診、妊婦・乳幼児の健診、歯科健診等の検診（健診）に加えまして、育児相談、食生活相談、特定保健指導等を実施している場所になります。一番下の3番、管理状況をご覧くださいまして、運営方法といたしましては民営という形で、社会福祉協議会へ指定管理委託を行っております。4番の使用料収入に関しましては、行政財産の目的外使用料ということで、これは自動販売機を設置していることに伴う目的外使用料の収入となります。

28ページをご覧ください。28ページの7番、総合評価になります。こちらの施設の劣化度に関しましては劣化度が進んでいるということで、ハード面での評価が低く、収入割合も低いということで、評価結果につきましては統廃合・複合化、担当課による評価及び内部委員会による評価素案、両方とも「統廃合・複合化」という形での評価としております。

健康管理センターにつきましては、地域保健法に基づく指針がございまして、身近で利用頻度の高い保健サービスが一元的に提供されることを踏まえ、各市町村には適切に保健センター等の活動拠点を整備することが望ましいという形で規定されております。集団検診等を実施できる拠点が必ず必要であるという点から、この機能等は必要であると考えておりますが、劣化が進んでいるという状態があること、総合管理計画で新たな複合施設をつくることを目指すと謳っておりますので、ここでの評価は「統廃合・複合化」という形での評価結果となっております。

続きまして、29ページをご覧ください。わかばクラブ、学童保育になります。こちらのわかばクラブに関しましては、小学校の授業終了後、遊び場を提供する施設になります。学童保育がございまして、委託方式による民営という形で運営しております。こちらは旭小学校区の学童保育になりますが、定員は40人でありまして、利用登録が52人おりまして、現時点で待機児童が出ているという状態になります。

7番の総合評価で書かれている部分を抜粋してご説明いたしますと、こちらの建物は建築後5年の経過ということで、劣化は進んでおりません。こちらのソフト部分に関しましては、子ども・子育て支援法の59条で、学童保育に関しては行政が主体となって取り組むことを謳われている点、それから女性の就業率上昇などから、今後も利用者のニーズが高くなるということを想定しております。

担当課による評価におきましては「現状維持」という評価をしておりますが、内部委員会での評価素案といたしましては、総合管理計画におきまして、学童保育は原則として小学校施設へ複合化するという方針を

記載しております。それによりまして、内部委員会の評価素案といたしましては、「統廃合・複合化等」という形での評価結果といたしております。総合管理計画上の方針を踏襲する形になっております。

続きまして、31ページのげんきっ子クラブ、学童保育になります。こちらの学童保育につきましても、定員25人に対しまして30人の利用登録があるということから、現時点では待機児童が生じている施設になります。

32ページの一番下にございます総合評価におきましては、総合管理計画に基づく方針のとおり、原則として小学校施設へ複合化するというところで、「統廃合・複合化等」という形での四分類評価になっております。

続きまして、33ページの福祉活動センターになります。こちらの施設は、作業を通じまして障がい者の方の就労支援を行ったり、あるいは障がい者の方の日中一時預かり、障がい児の放課後デイサービス等を実施する施設になっております。障がいをお持ちのお子様のデイサービス等を実施する施設となっております。こちらに関しましては指定管理者制度を導入しておりまして、一般利用に供している施設は大会議室のみとなっております。建築後30年が経過しまして、劣化度も高いという部分があります。

7番の総合評価にまいりまして、こちらの福祉活動センターにつきましましては、町の総合管理計画におきまして新たな複合施設への集約を目指すという形で、現時点での評価は、担当課による評価及び内部委員会による評価素案におきましても「統廃合・複合化等」という形で四分類評価を実施しておりますが、こちらの施設の中で実施しております事業に関しましては、民間による事業展開がなされているという実態もございませうため、この機能を複合施設の中に集約する場合におきましては、その判断をする場合において、費用面等において慎重な判断を要するという形で、内部委員会としての評価素案としております。

続きまして、35ページのひまわり教室になります。こちらは発達に心配のある未就学児の養育を行う施設になっておりまして、こちらの施設は町の直営で運営をしております。

36ページにあります7番、総合評価にまいりまして、現時点ではハード評価が高く、民間の参入の予定も現時点ではないということから、「現状維持」の四分類評価としております。

続きまして、37ページのふれあいセンターになります。こちらは高齢者向けの体操教室、カラオケ教室、それから指定管理事業者でありま

すシルバー人材センターの自主事業などが展開されている施設になります。こちらの施設につきまして、利用状況をご覧くださいますと、貸し出し機能の利用率は6割を超えている部分がございます。

38ページが一番下、7番の総合評価におきまして、四分類評価では「現状維持」という形になっております。こちらの施設につきまして、劣化が進んでいないということからソフト面が低く、ハード面が高いという評価になりますので、原則に基づく評価でいきますと、要転用という形での評価がされる場所ではあるのですが、県の補助率100%の補助金の交付を受けて整備された施設であるため、高齢者向け施設以外への用途転用が不可能であることから、原則に基づく評価の例外として「現状維持」での評価結果という形になっております。

続きまして、39ページの子育てサポートセンターになります。こちらは民間からの借用物件になります。こちらで実施されている施設の事業の概要といたしましては、子育てに関する相談、親御さんの仲間づくり、「育児支援を受けたい人」と「育児支援を行いたい人」からなる会員同士の相互支援として、ファミリーサポートセンター機能として事業を実施しております。

運営に関しましては委託方式による民営となり、借用物件のため建物家賃がございます。借用物件のため、町が実施します劣化診断を実施することができない施設でございましたが、ここでのハード評価につきましては、経過年数を法定耐用年数で割りますと1を超えている施設になりますので、こちらに関しましては借用物件ということでございますので、劣化診断に基づく評価ではなくハード評価を行っている点は、ご理解いただきたいと思います。

40ページにあります7番、総合評価におきましては、「統廃合・複合化等」という形での評価になっております。町の総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、子育て支援の充実を謳ってございまして、子育て支援充実の実施手段の一つでもある点から、総合管理計画におきましても、新たに整備を目指す複合化施設に機能を集約していくことを目指していることから、四分類評価としては「統廃合・複合化等」に設定しております。

続きまして、41ページ、星の子クラブ・おひさまクラブ、学童保育になります。こちらは平成28年に完成した一番新しい学童保育ということで、総合管理計画において学童保育は小学校施設へ複合化するという方針を定めているものの、建築後1年しか経ってないという現状もございまして、四分類評価におきましては「現状維持」という形での評価

を行っております。

恐れ入ります、少し飛びまして45ページのあおぞらクラブをご覧ください。こちらは寒川小学校内に既に複合化されている町民センター分室の1部屋で実施されている学童保育になります。こちらの評価といたしましては、総合管理計画において、原則として学童保育については小学校施設へ複合化するという方針を定めており、現時点で寒川小学校内の建物において実施している点から、現在の評価は「現状維持」としてしております。

続きまして、51ページ、わんぱくクラブ、学童保育になります。こちらは一之宮小学校内に複合化された学童保育になります。現時点で学校内に複合化されている施設になります。

7番の総合評価におきましては「統廃合・複合化」としてしておりますが、今回のわんぱくクラブにつきまして、小学校内に複合化された施設ではありますが、一之宮小学校の人口推計でいきますと、年少人口の減少が著しいため、現時点では現行どおり事業を実施するのが妥当かと思われませんが、小学校施設の更新等の検討と並行して、このわんぱくクラブの検討も必要ということで、内部委員会としての評価は「統廃合・複合化等」という形での評価としております。

続きまして、また少し飛びますが、81ページ、寒川町役場のページをご覧ください。ここからは行政・環境・消防施設の評価になります。行政・環境・消防施設の総合管理計画策定上での課題といたしましては、役場庁舎をはじめ建築後の経過年数がかなり経っていることから、劣化が進んでいる施設があるという点での課題がございます。

81ページの寒川町役場のご説明になります。こちらの寒川町役場につきましては、まず劣化が進んでいるという点と、町民が利用する建物に関しましては耐震補強済みではありますが、車庫につきましては未対応部分がございますため、ハード面での評価は低いものになっております。

7番の総合評価におきまして、ハード評価が低いという評価結果がございますので、総合管理計画で示した方向性にあるとおり、新たな複合施設の集約を目指すということで、評価といたしましては「統廃合・複合化等」という形での評価結果になっております。

続きまして、83ページの美化センターになります。こちらの施設は茅ヶ崎市との広域連携により、1市1町のし尿と浄化槽汚泥の中間処理施設であります。ごみ処理施設という形になりますので、廃棄物の処理及び清掃施設に関する法律によって廃棄物の処理は市町村への義務づ

けがなされているため、必須の施設であるという点と、7番、総合評価の内部委員会による評価素案のところに書いてありますとおり、茅ヶ崎市との広域連携によりまして関連するごみ処理施設の優先順位が決められております。

第1優先となる施設がごみ焼却場、2番目が破砕処理施設、3番目にこの美化センターとなる優先順位がなされているため、現時点では長寿命化するための大規模修繕・大規模改造等はしばらく先になる予定となっております。ですが、義務的施設の部分がございますため、当面は応急処置的な修繕を続けて維持管理を行いながら、順番が来たときに更新または長寿命化を図る施設ということで、ここでの評価は「更新・長寿命化」という形での評価結果となっております。

続きまして、85ページ、広域リサイクルセンターになります。広域リサイクルセンターも茅ヶ崎市との広域連携によって維持管理、運営がなされている施設で、茅ヶ崎市と寒川町から出ます瓶や缶などを資源化する中間処理施設で、平成24年に建設された施設になります。

こちらの施設につきましては、平成44年までの長期包括運営責任業務委託という形で、委託により運営されておりました、現時点では「現状維持」の評価をしております。

続きまして、87ページの消防本部・消防署をご覧ください。消防本部につきましては、消防組織法によって、消防本部・消防署の設置義務が法律で義務づけられている施設になります。

こちらの施設の評価につきましては、建築後27年が経過しまして劣化が進んでいる状態でございます。義務的施設であることから、「更新・長寿命化」の評価を現時点では行っておりますが、担当課による評価に記載のとおり、茅ヶ崎市との消防広域化の協議も現在進めているところであります。

続きまして、89ページの田端分団車庫待機室、ここから消防分団施設の評価になりますが、10施設あります消防分団施設につきまして、全て同じ評価結果となっておりますので、代表的な施設という形で、こちらの田端分団施設の例をもちまして説明させていただきます。

まず町としまして、昭和46年に寒川町の消防本部が設置されましたが、消防分団といたしましては昭和8年に設置された寒川村の消防組織がルーツとなっており、その後、昭和15年に警防団と名前を変えて、昭和15年の時点で、10個あります各字ごとに10の消防分団が設置されたという経緯がございます。

10個あります消防分団施設につきましては、劣化もあまり進んでい

ないことからハード面での評価が高く、ソフト評価が低いため、本来であれば、原則に基づきますと、「要転用」という形になってしまう施設ではあるんですが、消防分団の待機室という形での構造上、転用が現実的ではないという点と、あと担当課による評価に記載がありますとおり、常備消防、消防本部機能が現時点で基準の半分程度の職員で対応している現状を見ますと、非常備消防の消防分団は必須であることから、他の施設との複合化は可能であると考えられる部分があるため、現時点では「統廃合・複合化」という形での評価結果になっております。10個ある消防分団全て「統廃合・複合化」という形での評価結果になっております。

長くなりましたが、説明については以上になります。

**【山崎委員長】** ありがとうございます。事務局の方から、地域活動施設12施設、保健福祉関係10施設、3つ目の行政・環境・消防施設14施設について、全体的な評価結果、そしてその状況に対してのご説明をいただきましたけれども、今日は外部委員会で資料2の施設の評価をするということがあるわけですが、こちらの評価についての議論をする前に、今ご説明いただいた内容について、発言とかご質問をまず最初にお受けしたいと思います。

分けたほうがよろしいでしょうか。最初の地域活動施設について何かご質問があれば、お願いします。

**【中島委員】** 事前に分厚いものをいただいて一読したんですが、特に重点的に目を通した部分は、昨年3月に機関決定なされた総合管理計画の中の管理に関する基本方針との整合性はどうなんだろうと。

その後、劣化診断があつて、状況が変われば、昨年3月の基本方針は変更していかなきゃいけないということも十分斟酌しながら見たんですが、この一覧の1ページ目のA3のところをちょっと見ていただきたいんですが、最初の地域活動施設は全て要転用になっているんです。管理計画では、これは複合ということで決定されているわけです。転用とか処分、処分はご存じのとおり、法律的な処分もあれば物理的な処分、あるいは賃貸もあるでしょう。あるいは政策的に、ある一定期間は遊休施設として取り扱わなければいけない面もあるだろうということで、要転用でいきなり地域活動を分類しているのは第一次的ではなくて、第二次的ではないかなと思うんです。言っている意味はご理解いただけますか。

要するに処分すること、あるいは他に使い道を振り向けるということは、四分類ではなくて、四分類の附表として、要するに複合と統廃合し

た後、あとの施設はどうするんだよという、これは町民から素朴な意見が出てくると思います。あとの処理、あとに残った施設をどうするかという問題が一部転用であり、処分であり、賃貸であり、それから表現はよくないですけれども、遊休施設であるということですから、いきなりここで要転用と持ってこないで、2ページ目の附表として、複合及び統廃合によって生ずるあとの施設の取り扱いというもので一部は譲渡しますとか、賃貸しますということは、急にここではわからないだろうから、そういうものもありますよって附表につけていてくれれば説明できますということですよ。

【山崎委員長】 今のお話は、用途転用ということに関しては、いろんな解釈の幅がかなりいろんな意味でケースとしてもあるという意味もあるかなと思ったんですが、例えばこれを除却するようなケースも含めてということにニュアンスとしてはなるということですね。

ご意見いただきましたが、そのほかいかがでしょうか。

私のほうから。この表に関しては、総合評価は担当課による評価と内部委員会による評価素案がありますけれども、これは担当課の評価を受けて、最終的に内部委員会の評価を優先するというニュアンスでよろしいですよ。

【事務局（杉崎副主幹）】 はい。

【山崎委員長】 ということでありますが、地域活動施設について、外部委員会としての皆さんのご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

【茅野委員】 この評価表は基本的に客観的な数値で全部埋まってくるんですが、客観的な数値で埋まらない部分として、最後の四分類の手前に必要性、有効性、妥当性のマル、バツの判定があると思うんですが、これも、この評価基準というのはお作りになっていますか。例えば具体的に言うと、施設の利用率が高いというのは利用率何%とか、マル、バツの評価基準、これが結果とすると、なぜそれを聞いているかという、そこの部分は担当課の評価と内部委員会の評価が分かれる部分があるのかなのか、そこがわからない。この状態だと、ちょっと主観的な評価がかなり入ってくるのか、あるいは完全に数値化されているのか、内部委員会と担当課で評価が分かれるのか分かれぬのか。もし評価基準があるんだしたら、お示しいただければそれでも結構です。

以上です。

【事務局（杉崎副主幹）】 ここの必要性、有効性、妥当性の部分かと思いますが、ここに関しましては、一番下にあるように担当課と内部

委員会に分けている部分ではありませんので、まずは統一のものになります。

【茅野委員】 担当課がマルと言ったものを、内部委員会もそうだと  
言ったというんですか。それとも担当課がつけたものを、内部委員会が  
そのままオーケーと言っているということですか。

【事務局（杉崎副主幹）】 はい。基本的にはそうなっています。

【茅野委員】 そうすると、その基準というのはどの辺にあるんです  
か。例えば機能の複合化が困難であるという判定をするに当たって、ど  
ういう状態になったら、複合化が困難という判断をマルとかバツをつけ  
られるんですか。

【事務局（杉崎副主幹）】 厳密な意味での、こうなったらこういう  
ケースの場合はマルですとかバツですといった基準的なものは、まずこ  
の中ではないというのが実態にはなりますが、上のレーダーチャートの  
部分でいきますと、例えば割合の部分に関しましては、5番の施設の評  
価の部分での評価を準用という形になっています。

基本的には、施設の利用率でいきますと3番、50%以上、これが利  
用率が高い、マルをつける形になっております。それ以外の部分に関し  
ましては、例えば基準というものが関係する部分でいくと、先ほど言っ  
た複合化が困難であるか困難でないかの部分、それから適正な受益者負  
担となっている部分があるのかどうかということになります。受益者  
負担をとっている場合はマルになります、とっていない場合は×という形  
での判定になります。

【茅野委員】 ごめんなさい。ちょっと質問が遠回しだったかもしれ  
ないんですが、要は四分類を決めるのが最終判断ですよ。四分類を決  
める基準の対象が、実はこの3評価項目なわけです。

そうすると、この評価項目をどう振り分けるかで四分類が事実上決ま  
ってくるわけで、担当課と内部委員会でここの判定が、マル、バツが違  
ってくれば、当然四分類が違ってくるとなった方が見やすいというか、  
担当課と内部委員会で評価が分かれる根拠が、このマル、バツに全部出  
てくるような作りになっているのではないか。だから、むしろこの判定  
が担当課と内部委員会で分かれていると、この四分類が分かれるところ  
の原因が全部見えてくるような評価になるんじゃないかなと思いつなが  
ら聞いていたんです。

もう1回確認なんですけど、この判定は担当課がされているということ  
ですね。

【事務局（杉崎副主幹）】 一番最初の記入はそうです。



【茅野委員】 その後、内部委員会で修正を加えている？

【事務局（杉崎副主幹）】 修正があった部分もあるが、内部委員会でこれを1回つくって、ヒアリングのような形で進めてきたんですけれども、そこでこの結果を煮詰めてきている状態になっています。

【茅野委員】 ということは、逆に言うと、最初についているマル、バツは内部委員会が了承したマル、バツ？

【事務局（杉崎副主幹）】 はい。

【茅野委員】 わかりました。じゃ、結構です、これで。

【山崎委員長】 今、私もちょっとこのことで確認をしないとイケないかなと思ったのは、例えば施設の複合化が困難であるとしたときに、さらなる困難性を、ある意味で定性的な側面でのマル、バツみたいなニュアンスが若干あると思うんですが、これは現場のほうで担当課が実際の業務をいろんなことで捉えながら、ほかとの相乗作用が出るかどうかとか、そういう意味での複合化でジャッジをされた結果である。それは内部委員会でもきちんとした形で対話をしながら、こういう形で一本にまとめたということによろしいですね。

この評価項目の必要性、有効性、妥当性の判定に関してのご質問とかご意見だったと思いますが、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【北川委員】 最初の集会所の件ですけれども、地域集会所と地区集会所の使い分けってどういうふうになされているものでしょうか、実際の運用として。

【事務局（杉崎副主幹）】 保有形態の部分からお話を始める部分になるんですが、町の所有になっていまして、維持管理に関しましては寒川町地域集会所運営委員会というのがありまして、そちらの組織に指定管理委託を出しているという形になっております。地区集会所については、維持管理がそれぞれの自治会であったり、町内会の所有物という形になりますので、運営維持に関しましては完全に所有者の方にお任せしているという事態になりますが、1つの地区集会所に対して3万円の交付金が出ているという状態になっています。

今回、施設評価表には載ってないというのは、町で存続を判断できるものではありませんので、こちらの評価結果には載せてないという状態になっています。

【北川委員】 この機能として、町民から見たときに機能の差というのは何かあるんですか。

【事務局（岡野主任主事）】 お答えさせていただきます。まず、規模的な違いはあるかと思えます。地域集会所のほうがおおむね広いとい

う形になりますし、あと使い方に関しましては、各自治会・町内会で所有しているのが地区集会所になりますので、当然、そことのコネクションがないと地区集会所を利用できない可能性はあるかと思えます。

そういう意味では地区集会所の方が若干使いにくくなってくるかと思えます。地域集会所の方は町の所有物になりますので、町に問い合わせただけなら利用方法等をご案内できるんですけども、集会所だとなかなかそういう形にはしにくいところがあるので、そういう利用の実態があるような形になります。

【事務局（杉崎副主幹）】 あと、済みません、ちょっと補足で、物理的な部分なんですけれども、個別に1個1個とっていくと違いはあるかと思うんですが、地域集会所の例えば機能を見ていただきますと、大体ホールとかの施設みたいな形があるのが地域集会所になるんですが、地区集会所もちょっと小さくなっている部分もありますので、例えば地区集会所だと和室だけという形になっています。使われ方としては人が集まる集会所という形での機能になりますので、規模の大小の違い程度になるのかと思っています。

【北川委員】 ちなみに、地区集会所の利用率はさすがにわからないですか。

【事務局（杉崎副主幹）】 現時点では細かい数字は持ってないんですが、前回、25年度決算ベースで平成27年度に公共施設等白書を作ったときに、地区集会所の利用率も把握したんですが、地域集会所よりも地区集会所の利用率のほうが低いんです。悪いところだと1桁台の利用率、さらに言うと1%いかない地区集会所もあります。

【北川委員】 わかりました。ありがとうございます。

【山崎委員長】 地区集会所というのは、施設そのものは、財産上は地域のものということでよろしいんですね。

【事務局（杉崎副主幹）】 はい、そうです。

【山崎委員長】 わかりました。あともう一つ、利用率の話は置いておいて、地域集会所と地区集会所では使われ方の機能としてはあまり変わらないというか、同じような活動が行われていると考えてよろしいのでしょうか。

【事務局（杉崎副主幹）】 そうです。

【山崎委員長】 わかりました。

【水田委員】 今の地区集会所に対して補助が年3万円で、それ以外のものは地域の自治会かなんかで補修とか、そういうのは全部賄っているという形なんですか。

【事務局（岡野主任主事）】 3万円上回った部分の運営費は、それぞれの運営母体である自治会で賄っています。

【水田委員】 これ例えば建て替えとか何かあったときに、それに対しての補助というのはあるんですか。

【事務局（岡野主任主事）】 新築に関しましては、補助金制度がまた別に設けられている形になります。

【水田委員】 じゃ、それでほぼ補助金で建てられるような。

【事務局】 上限額と補助割合が決まっております、済みません、今、細かい数字が出てこないんですけれども、全額というわけではないです。

【水田委員】 そうすると、例えば地区集会所が老朽化して建て直すときには、地域の自治会に資金力がなければ建てかえができないとか、それをなくしてしまうという可能性はあるんですか。

【事務局（岡野主任主事）】 十分あります。

【水田委員】 それに伴って、ここの地域集会所も例えば転用という形で、地元の自治会のほうで使っていきたいと。例えば統合して学校に集会施設を持っていった場合でも、ちょっと遠くなるので、これは自治会で管理しますよと言ったら、同じ形に移行するということですよ。地区集会所に変わっていくということの転用という形でいいですね。

【事務局（岡野主任主事）】 はい、そうです。

【水田委員】 わかりました。

【蓮見委員】 両方利用させてもらっているんですが、地域集会所は大字ですよ、わかりやすく言うと。地区集会所は小字の集会所になります。地域集会所は町のもので、基本的に町からの援助で運営していますけれども、地区集会所は、私、中里という地区に住んでいるんですが、30年近く前に建て替えたんですけれども、そのときは今お話があった補助金があったんですが、地域の住民が私たちの地域で使う、災害があったときには避難所にもできるから、きっちりつくろうぜということで、ちょうどそのときに神社関係で修繕があって、寄附があったんです。地元でこっちの寄附を多くしろよと言われて、長老方に。みんな何百万円か集めて、地区の集会所は建て替えました。

あと、建築当初はエアコンがなかったんです。でも、暑い気候の時代になったので、エアコンも入れようと。だけど、なるべく自分たちの維持運営費でやっていくから、電気代は無駄がないように使いたしようということで、私が活動しているところも、子供たち対象なんですけど、東日本大震災で計画停電があったときに電気をつけてやらなくていいよ

うにと、昔は夜、練習していたんですが、夕方、今の時期ですと、ほとんど電気をつけなくて練習できるというふうに変えたりして、地区の住民で維持しようと努力しています。

【中島委員】 北川委員、大変失礼なんですが、これはお持ちですか、総合管理計画を。去年3月に機関決定しているんですが、お持ちでしょうか。やっぱり実態をご認識いただかないと論議のしようもないので、ご理解いただくにはちょうどいい資料がこの49ページに書いてあるんです。所有権はどっちにあるんだということと、蓮見委員がおっしゃったように、いろんな経費はどう負担するんだ、受益者負担はどうするんだとちゃんと書いてありますので、これでご判断いただけるんじゃないかと思うんです。

いずれにしても、地区は、町として強い声でどうのこうのと言えないというわけですね。地区で持っているんですから、所有権は向こうにあるんですから。ただ、補助金を出しているものだから、それは町としても適正に使われているかどうか監督しなきゃいけない部分もありますね、補助金の部分だけは。

私が事務局のかわりに言っては失礼ですが、これを見ていただくと寒川の実態、地域と地区の集会所の実態がかなり、これは細かく書いてありますので、よろしくひとつお願いします。

【北川委員】 ありがとうございます。

【山崎委員長】 先ほど地区のほうの利用率が実際あまり芳しくないという話もありましたが、それは地区の問題ですから、皆さんあんまり気にされてない部分もあるかと思うんですが、一方で、地域の集会所が複合化されたり、いろんな形で移動した場合に、大字、小字という話がありましたけれども、そういうことで大字、小字の部分がかなり全体的に、従来の構造がちょっと変わってしまう部分があると思うんですが、それに関しては特に、地区でやっている部分についてはあまり問題ないんでしょうか。こちらの地域の集会所とそちらの地区の集会所というのは独立して考えていいかどうかということなんですけれども、それは全く独立で考えてよろしいものなんですか。どうでしょうか。

【蓮見委員】 建物の規模が違うので、大字の地域の集会所としては地区の集会所に入り切れないという問題があるので、大字部分の例えば宮山とか一之宮という地域の集会所は地域集会所を利用して、町会という言い方がいいんですか、そういうところの活動は地区の集会所で、昔は結構、子供会が盛んでしたので、子供会の集まりは地区の集会所を使っていたんですが、最近、子供会が存続の危機になっているという状況にな

っているので、そういう意味でどっちかという、私が知っている限りは年配の方のカラオケの道具が置いてあったり、楽しみの場所になっています。

**【山崎委員長】** わかりました。地区集会所は別として、地域の集会所をどうするかというのが、この外部委員会として意見を出さないといけない部分かと思っています。要転用という形で、内部委員会では素案として示されておりますが、先ほど中島委員からもちよっとご質問がありましたけれども、ここに関しては要転用というのはいろんな意味での国の方策があると思うんですが、外部委員会としては今の四分類の中のどこにジャッジをするかということがあるわけですが、中島委員さんはそのことに関してはご専門なわけですが、少し補足いただいたほうがいいかなとも思うんですが。

**【中島委員】** 一つ一つの集会所について評価のコメントをどうするかということじゃなくて、要転用で一くくりにしてあるから、それは私なんか、外部委員会の立案作業の段階でも、まず複合してもらおうじゃないかと。これが第一編成目標だったんです。そこから生まれる二次的な問題として、残った、例えばAという地域集会所が寒川小学校と一緒になったとするね。Aという集会所は存在しているんです。これをどうするかということは全く二次的なんです。

だから、ここに一次的なことを一気に持ってくるんじゃなくて、複合なんですよと。さっき説明資料として付表に、どことどこの施設は処分か、転用か、賃貸か、あるいは遊休にしておくかということ付表で説明しておく。その対象になるのはどことどこですよというふうにされたほうが、最初から転用と言うと、我々の立案作業で皆さんに答申というか、お答え申し上げたことと全然違っているなということですね。

くどいようだけれども、二次的なんです、転用というのは。残ったものをいかにするかということですから。とりあえず複合先にいってしまうのだから、あとをどうするかということはこの分類ではないんじゃないかと。ちよっとくどいようだけれども、そんなふうに思います。

我々も外部委員会や独自の立案作業に関係されればいいんですけれども、関係して、我々はこういうことですよということでお答え申し上げているから、それを斟酌されていると思う。その精神をある程度生かしておいてもらわなきゃ困るそういう意味です。

**【茅野委員】** 私も中島先生と同じような疑問を持っていたのは、要転用というのは機能がなくなった後のハコモノの処分の問題ですかね。機能がなくなったハコモノの場合は、その機能そのものを廃止していい

のであれば、それはそこから要転用になるんですが、この場合には小学校への複合化・統合化が前提になっているので、この四分類のうちの統廃合・複合化の話と機能という、ソフト面でいうと同じで、ただ、地域集会所に関してはその後、ほかに使い道がないから何かを転用する。

もしかしたら中島先生が言っておられるのは、転用という言葉の中には売却から、遊休化から、賃借から、場合によっては地区集会所への移譲も含めて、そういうものが全部入っているということで正解にするのでしょうかね。

【山崎委員長】 ということ、今ちょっとご意見いただきましたが、この評価をする前に、次の保健福祉施設の2つ目の話についてご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。10の施設ですね。最初が保健管理センターで、これは評価素案としては統廃合とか複合化、そして学童保育関連の施設、あと福祉活動センターとか、サポートセンターも含めた10の施設についての評価の結果について先ほど説明がありましたが、いかがでしょうか。

【中島委員】 きょう教育委員会、おいででしょうか。きょうは来ない？

【事務局（杉崎副主幹）】 はい。

【中島委員】 じゃ、32ページ、学校との複合の問題は、空いているから有効活用しようじゃないかということが基本的な精神だと思うんですが、これは項番の中で総合評価になっている、(1)担当課による評価のところちょっと気になることが表記されているんです。

最後の2行、教育委員会からは余裕教室の提供は困難との回答があり、新設の方向も検討の必要があるとなっているんですが、学校への複合化というのは大変大きなテーマになっているわけですから、このげんきっ子クラブという学童保育のことだけじゃなくて、ほかにも波及してくるんじゃないかと思うんです。何で空き室を使わせてくれないんだよというところを素朴に思いましたので、教育委員会の方はきょう来ておられないから、わかる範囲で事務局、どういう意味合いを持っているか。

【山崎委員長】 余裕教室の提供のところでしょうか、特に最後の2行のところ。

【事務局（杉崎副主幹）】 意味合いというと？

【中島委員】 だから、断られたんでしょ。そこへ持ってきたい、複合化したいんだよと言ったら、教育委員会はとんでもないですよ。校長会でやられたかどうかは別にしても、拒否された理由はなぜかということを知りたい。

【事務局（原田保育・青少年課長）】 保育・青少年課、原田です。  
よろしくをお願いします。

基本的に児童クラブにつきましては、町の方針として、学校の児童が放課後、親御さんがいなく、家庭の生活の場として活動する場所なので、学校の施設内に入るのを第1優先で考えております。なので、今、児童クラブは専用施設が多くありますが、基本的には学校に問い合わせをさせていただいて、余裕教室があれば、そこで活動させていただきたい。そういった協議を経た中で協議が調った、例えば寒川小学校であったりとか一之宮小学校については、余裕教室を活用させていただいている。それ以外の部分の新しくできた星の子クラブとかわかばクラブについては、学校とも協議を重ねたんですが、現状では余裕教室がないという回答の中で、専用の施設を建ててきたという状況があります。

【中島委員】 そのこのところをもう1行ぐらい足していただいて、今の趣旨を、こんなに頭から拒否されちゃったのかなど。ほかの複合化への影響はどうだろうということを私は心配している。

【事務局（原田保育・青少年課長）】 当時と今の状況はまた違うのかもしれないんですけども、当時であれば、例えば蓮見先生のところのわかばクラブのときもそうですけれども、専用施設を建てましたが、そのときにも教育長と町長も実際に現場を見て、空き教室があるのかどうなのかということも検討した中で、やっぱり難しいだろうということで、専用施設を建てたという経過があります。

【中島委員】 ありがとうございます。

【水田委員】 前回、蓮見委員がお答えしていましたよね、空き教室に関して。

【蓮見委員】 2校でちょっと関わったんですが、学校教育が非常に多様化してきました、お子さんも様々なお子さんがいて、昔の我々の子供のときの感覚でいくと、50人ぐらいが1つの教室にがんと入って、そこで一斉に授業をやって、はい、終わり、はい、さようならという時代とちょっと変わってきました、クラスを分けたり、またその中の一部の子供に関しては、こういう授業に関してはみんなと一緒にやるけれども、ここの部分については別々に個別指導したほうがいいたろうとか、そういう場面が増えてきました。

だんだん子供の数は減ってきているんですが、余裕教室という部分が、場合によっては逆にもっと部屋が欲しいようなことが出てくる状況で、教育委員会さんとも学童保育を研究させていただいて、いろいろお話ししたんですが、とられちゃうと、今言ったように、これからのいろん

な対応に困難を来すので、この部分、最低これだけの教室は確保しておきたいというふうに考えると、こっちは使っていないよというのが出てこない状態で、学校の建物の外、グラウンドの中につくっていただいたという経緯があります。

【中島委員】 事務局にお伺いしますけれども、この資料はやがてホームページで議事録と一緒に開示されますね。くどいようで申しわけないんですけども、この最後のところの2行だけだと、読者は先生が断っているのかなと思っちゃいます。私、これに関係して今説明を聞いたからわかるんですけども、もう1行ぐらい、何々のため、理由をちゃんと書いてもらって、それで説明してもらおうと理解しやすい。くどいようで、よろしく。

【水田委員】 あと、前回、管理上の問題も言われていませんでしたか、蓮見委員。そこら辺で使ってしまうと、管理上で問題があるからという話もされてきましたよね。

【蓮見委員】 建物の配置などの都合で、例えば寒川小学校の場合には校舎が南北にありまして、南側がメインというんですか、多く教室を使っていたんですが、北側は教室数が少なくて、それから支援学級があったり、分かれた使い方が可能な作りだったので、寒川小学校のほうは町民センターの分館も含めて入っています。

例えば南小学校の場合はかなり新しい学校で、個々の作り方ではなくて、全体で1という作り方をしてしまっているのので、そこで学童保育と学校教育の場面のところをきちんと区切るところは区切っていけないといけませんし、子供たちが帰った後のあいている教室と学童との3つの問題とかトイレとか、いろんな問題を考えて、さあ、どうぞというのはなかなか言いにくかったんです。それこそ、よく問題になる子供のプライバシーの問題もありますし、理科室のほうにちょっと危険な道具、図工室のほうに機械もありますし、その辺の区切り、使いやすい方向にできちゃっていますから、逆に。そちらの学童に、じゃ、どうぞというのが言いにくかったです。

【高橋副委員長】 今、我々が議論しているのは、たしか今後の再編をどうしていくかという問題であって、現在の建物がこうだから、こうしなきゃいけないという問題ではないような気がするんです。ですから、例えば集会所の問題にしましても、古いのから新しいのまでありまして、大原則としてそれは複合化していこうよというのが前回の結論だったと思うんです。

それと同じように、学童保育というのを、今後の少子化の中で教室が



どんどん減っていくだろうと。要するに子供の数が減っていく中で、今、蓮見委員がおっしゃるように、今後多様化されるということは十分理解するんですけども、かといって、だから今の教室は全部使えないということじゃなくて、今後、学童を学校の施設の一端に置くことがいいのか悪いのかという議論でいくのかなと思うんです。というのは、いずれにしましても、今の小学校5校、中学校3校の建て替えというのが出てくるわけです。そのときの設計の中で、学校の横に集会所があったり、あるいはその建物の中に学童保育を造っていこうということを大原則として議論していくのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

**【蓮見委員】** 素人の質問なんですけれども、前回、資料をいただいていろいろ見ていて、同じ系統の施設でも現状維持であったり、転用であったり、統廃合と分かれる部分がありますよね。前の総合管理計画の外部委員会、一昨年の方に基本的に地域の施設は学校施設に集約しますので、統合しようという話で、委員会としての話が大体まとまったように記憶しているんですが、今回、これだと個々の判断になりますよね。

そうすると、例えばさっき中島委員がおっしゃったみたいに寒川小学校にAという地域集会所は入れるけれども、Bは入れない。でも、Bが古くなって壊れてきたら、後からBも寒川小学校に入れようという話になったときに、だったら多少まだ新しく使えるかもしれないけれども、まとめて改築のときに造ってしまったほうが安上がりじゃないか。素人の考えなんですけれども、そういう部分は考える必要があるのかなのか。考えないといけないのかななんて感じてこれを見ています。専門のほうから教えていただきたいです。

**【水田委員】** すみません。その前に、僕も高橋副委員長さんのお話と同じように、児童クラブの話が出たんですけれども、もともとは地域集会所も学校に入れるという中で前回のお話をしたので、そこで学校を使うのは難しいとなっちゃうと、そうするとこの計画自体が全然前に進まない話になってしまうのかなというのがあったので、だから児童クラブとかではなくて、それは町の支出を減らしていくという形の中で、学校は学校の先生の考え方があると思うんですけども、それをお互いにうまく使っていないと集約していけないと思うので、そこら辺は協議していかなければならないと思う。いきなり全部統合しようという形は難しいと思うんですけども、そこら辺はお互いに話し合っ、妥協しながら支出を減らしていくということをしなきゃならないと思うので、そこは教育委員会さんなり学校の方と話していかなければならないと

思うんです。

あと、今、蓮見さんが言われたように、学校が難しければ統合だったというのは、どれが一番効率的にうまくいくかというのは当然検討はしていくと思うんですけれども、まず筋道をつけて、基本的には統合という形の中で、そこからまた細かい、全部が全部この中ですと一んといくとは思えないので、その話の流れで、例えばほかの集会所は近くだから、ここここは新しいから統合して、そこを使っていこうという形になって、残った施設は廃止するのか、ほかに提案をするのかという話も出てくると思うんですけれども、その話も当然出てきていい話だと思います。どれがコスト的にかからないとか、どれが一番いいかというのは、お金だけじゃなくて、いろんな形の考え方があると思うので、それは当然出てくると思います。

【山崎委員長】 議論がまだ要約してない部分があるかと思いますが、今の保健福祉施設に関しては健康管理センターでしょうか、これは統廃合とか複合化という判断が出ていますが、学校施設に複合化するという学童クラブとこういう保健福祉という形で統廃合していく、複合化していくという塊というんでしょうか、その方向性があるかなと思うんですが、特に基幹になるような健康管理センターは特に福祉の一番の骨になるような部分かなと思うんですが、福祉センター構想みたいな話が外部委員会的时候にも議論になったわけですが、そういったもので健康管理センターと他の福祉関連の機能を集約するという方向性の中で統廃合という形でのジャッジが出ているかなと思うんですが、そちらについてはどうでしょうか。高橋副委員長にそのあたり、ご意見をちょっと伺ったほうがよろしいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【高橋副委員長】 いずれにしても今、福祉関連の施設というのが幾つかあるわけですが、そのほとんどが老朽化が進んでいるという中で、新しく作り替えようという話は既に過去の話として動いていたわけですね。そういうことから考えますと、福祉の設備をどうしていくか、どう複合していくか、要するに前回もやりましたけれども、マッチングの方法も含めて考えていく必要があるのかと思います。

今、学童保育の話もちょっと出ましたけれども、学童保育も学校の話が始まったときに一緒にやってもいいのかなと思うんです。福祉関係と学校関係で少し分けて話を進めてもいいのかなと思います。

【山崎委員長】 そういうことですが、保健福祉関連の施設についてよろしいでしょうか。

それぞれの評価の取り扱いというのがありますが、3つ目の行政とか

環境、消防関連の施設に関するご質問、ご意見等を次にいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。前回だと、リサイクルセンターだけが現状維持で、更新・長寿命化というのは美化センターと消防本部で、あとは統廃合・複合化という形の素案になっておりますが。

【中島委員】 84ページの美化センターの右の資料です。項番7の総合評価のところの内部委員会による評価の素案のコメントの最後に、「しかるべき時期」と書いてあるんです。更新。これはそう言っちゃ悪いんですけども、使い勝手のいい表現なんです。そこで、この美化センターは寿命の残存年数はどのくらいかなということ、とりあえず法定耐用年数と、ここでは建築後年数22年ありますから、38から22引くと16年、とりあえず法定耐用年数を使った物差しとしてはこういう数字が出てくるんです。しかるべき時期というのは16年以内なのか、それを担当課長さんいられたら。

【事務局（小林環境課長）】 ここは7の総合評価の前半のところ、ちょっと書いてございますけれども、まずはごみ焼却場、次に破砕処理施設ということで、今、破砕処理施設の改修の計画が茅ヶ崎市のほうで進んでいるところです。これは一度計画は立てたんですけども、現状、2年ちょっと遅れるということもございます。現状、この美化センターは、破砕処理の計画と改修が終わってから考えましょうという位置づけにもなっておりますので、ちょっと書き方があやふやというか、曖昧なところもありますけれども、そういう状況でございます。

ただ、美化センターも建ててから老朽化が進んでございますので、そこにもたせるまでに通常の修繕をやってございますけれども、それ以外にさらにどういう修繕が必要なのかというのは平成27年に調査をしまして、その調査というのは、その先10年もたせるためにどういうふうな修繕が必要かという調査をしまして、そういうものもやりながら、延命と言ったらおかしいんですけども、継続して使えるような施設の維持管理に努めているところでございます。

【山崎委員長】 今の話はライフサイクルというんですか、コストについては時系列である程度想定されて、試算をされていらっしゃるということでしょうか。

【事務局（小林環境課長）】 想定しています。定期的な修繕も2030年までのスパンで、こういう定期的な修繕が必要だというものも計画的に立ててございます。その中で修繕を行っているところでございます。

【茅野委員】 今のお話ですが、普通のハコモノと違って、このタイ

プのハコモノの場合、外側よりも内側の設備の更新・改修のほうがお金と手間がかかるわけですが、今のお話はそれも合わせてのお話ですか。

【事務局（小林環境課長）】 そのとおりです。中も含めてです。中の施設も含めて。

【茅野委員】 一般的に言うと、外側は大丈夫だけれども、中をそっくり変えなきゃいけないというのが、この類の施設に多い話なので。

それともう1点お聞きしたいんですけども、これは全部一般会計ですか。

【事務局（杉崎副主幹）】 一般会計です。

【茅野委員】 もう1点、これは発電その他はやっているんですか。一切やってない？

【事務局（小林環境課長）】 やってないです。発電というのは処理をすることによって、例えば温水プールとかで。

【事務局（小林環境課長）】 茅ヶ崎では焼却場については発電施設がついています。美化センターはついてない。

【茅野委員】 美化センターはついてない、わかりました。ありがとうございます。

【山崎委員長】 そのほかいかがでしょうか。

後段の方は消防本部とか分団の話であります、分団については今十分なんではないでしょうか。あるということになっておりましたけれども、外部委員会のときにも分団の再編みたいな話もちょっと出たように記憶しているんですけども、中学校区ぐらいで再編したらどうかという話もあったと思いますが、今は統廃合とか複合化という形でジャッジが出ておりますけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。それぞれの個別の事情みたいなものもあるとは思いますが、内部委員会のこういうジャッジというんでしょうか、評価でおおむねよろしいのかどうか、いかがでしょうか。消防本部の判断もあるかと思いますが、どうでしょうか。消防本部・消防署は更新・長寿命化という形になっておりますけれども。

【高橋副委員長】 88ページの消防本部のところに担当課の、先ほどの話じゃないんですけども、コメントがありまして、茅ヶ崎市との関係があつて、消防署を2カ所に設置する必要があるということが書いてあるんですけども、これはもう1カ所どこかに設けるといことで、それと分団との関係はどうなるんでしょうか。

【事務局（甲消防総務課長）】 消防本部の広域化に関しましては、茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化委員会ということで検討している段階でございますので、まだ広域になるという結論には至っており

ませんので、広域になったという仮定で記載しております。また、消防本部と消防団というのは別の組織になっていますので、消防団については別の考え方という形になります。消防団施設と消防本部の施設は別という形になります。

【高橋副委員長】 ただ、今のお話で、2カ所になると、当然今までの1カ所から比べれば、職員の数も増えるわけですよ、ある程度。というのは、分団のところに半数の職員が足りないというか、それを分団で賄っているんだという書き方がここにされているので、90ページ以降の分団のところの担当の数ね。ということは、その辺の人数的な補充ができるのかなとちょっと疑問に思ったんですけど。

【事務局（甲消防総務課長）】 建物に余裕ができるかということですか。

【高橋副委員長】 違う、違う。職員の数とか何かも含めてということで。ですから、今10分団を少し統合できないかという話を議論しているわけです、ここで。そのときに今までどおり10分団でなきゃいけないということなのか。ここに書いてあるのは、頭数的に半数を分団で賄ってもらっているから、減らせないようなことがちょっと書いてあったので、どうなのかなと思ったんです。

【事務局（甲消防総務課長）】 減らすことはできない。

【事務局（戸村協働文化推進課長）】 署を2つに分けるということは、当然今の消防職員を増やすという。

【事務局（甲消防総務課長）】 ということではなくて、分散するということになるんですね。

【事務局（戸村協働文化推進課長）】 もともと消防団に団員が少ない。むしろ消防署の職員は少ないので、協力してもらっているじゃないですか。そのことの矛盾を言っていると思うんです。

【事務局（甲消防総務課長）】 消防の組織が大きくなることによって、消防団員が減らされるんじゃないかという。

【事務局（戸村協働文化推進課長）】 いや、違います。答えを言っちゃうと、ごめんなさい、仮に茅ヶ崎市と広域になると、当然茅ヶ崎市の消防職員、寒川町の消防職員が合体になりますから、職員が応援といいますか、そこは賄える。だから、消防団とはまた別だよということになる。

【高橋副委員長】 そうです。ただ、消防団の本部の基準の半数の職員が58名で、分団のほうにお願いしているんだということが書いてあるから、そうすれば逆に増えるんだから、その分、減るんじゃないです

かということを行っているわけです。だから、そうすると10分団にこだわらなくてもいいのかねという、その疑問をぶつけているわけです。

【事務局（杉崎副主幹）】 若干補足すると、まだどうなるか正直わからないというのが現時点でのお話でして、計画をつくらなきゃいけない、日程も決まっていますので、これを評価しなきゃいけないという部分がありましたので、現時点では広域化のゴールがまだ見えないというのがありますので、そういう要素があるけれども、評価しなきゃいけないということを考えると、現時点では他施設との複合は可能ですという評価に分団車庫はなっているという点でご理解いただきたいと思いません。

【茅野委員】 消防はあんまり勉強したことがないんですけども、常備消防と非常備消防で、消防力の基準というのを消防庁が出してまして、人口、面積、その他でこの程度のイニシアティブを持たなきゃいけないねという基準があって、その常備消防力の基準に対して基準を満たしてないって、それは書いてあるわけですよ。

その流れが一つあって、もう一つは非常備消防団の充実強化というのが、特に東日本大震災以降かなり言われていまして、それこそ学生とかサラリーマンの日中いない、かつては消防団員になるというのは日中地元にいる人間しかならなかつたのを、夜間いる人間も入れてということとか、女性をたくさん入れてとか、そういうふうになんか今、非常備消防のあり方がかなり変わってきていると認識をしています。

その中でよくわからなかつたのが、消防団という組織を統廃合しているのか、それとも非常備消防が持っている消防力の車庫の施設を統廃合しようとしているのか、ここがよくわからなかつたんですが、それはどちらを目指しているんですか。

【事務局（杉崎副主幹）】 じゃ、前段のご質問に。前回、この総合管理計画をつくる時は、どちらかというとなんか人の面も箱の面も、両方統廃合なんじゃないのかという話が出たのは実際ありました。ただ、現時点で、総合管理計画をつくる流れの中に後から消防広域化の話が乗ってきているという時間の流れがありましたので、現時点では、正直申しますと、この評価が限界というのがあります。

【茅野委員】 逆に言うと、例えば茅ヶ崎市との広域化がなったとしても、非常備消防というのはもっと小さい単位で行動するものと理解していますから、逆に広域化の話と非常備消防の統合の話と分けて考えておいた方がいいのではないかという気がしています。だから、ここで言っている施設の統廃合・複合化というのは無理はないのかなというのが

ちょっと気になります。要するにそこは出動拠点になりますので、昔と違って道もよくなったし、車もあるしということで、かつてとは違うんだということであれば納得するということなんですが、その辺は大丈夫ですか。

【山崎委員長】 今の話の中で、前回の中でもちょっと話が出ているんですが、分団ごとの教育規模というんですか、団員の数も含めてですけども、全体の教育のプログラムとかはあるかもしれないんですが、10分団で分割することのメリットみたいなものは、もちろん非常時のときの活動としては非常に大事ななと思うんですが、一方でメンバーがきちんとした形で機能するかどうかという組織論としての話も別にあるかなという気がするんです。

それは組織とか人的な話で、一方でハードの話は別にあると思うんですが、ハード面の話は比較的客観的な数字で評価できる部分があるかなと思うけれども、人的な話についてはなかなか読み取れない部分があるかなという気がしましたが。

【茅野委員】 今、委員長が言われるように、非常備消防が少なくなってくると、分団としての機能、あるいは消防車一つ動かさないことに、操法すらできないということになれば、それは統合せざるを得ないという話になると思うんですが、そういう議論を踏まえた上での統廃合というふうに理解してよろしいんですか。

【山崎委員長】 はい。

【茅野委員】 わかりました。ありがとうございます。

【山崎委員長】 消防の話がちょっと出ましたけれども、それ以外の行政関連の数も含めて役場、これはほかの福祉施設と複合化して整備するという構想案の話もありましたけれども、診断評価に関してはいかがでしょうか。この内部委員会が出されている結果に関して疑問点があれば、ぜひともお伺いしたいと思います。

【中島委員】 今日のテーマにある賛否まだ学校関係とか残っているので、次回それを討議して、それとプラスして総合的に評価していただきたいと思うんです。ちょっと関連があるものですから、学校との関係は複合先で。そんなふうに思います。

【山崎委員長】 そうすると、今日はこの分類については結論を保留して、2回目の学校施設をきちんとした形で確認をした上で、最終的に判断をするというご提案でしょうか。

【中島委員】 その提案です。

【山崎委員長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。

【水田委員】 学校に統合するといったら学校が核になって、そこに統合してのって、学校を協議しないとなかなか進まないところが多分あると思うので、その方がいいと思うんです。

【山崎委員長】 その点はどうでしょうか。時間も4時近くになってきておりますけれども、これは前回の委員会でもちょっと議論のあった関連の話もちょっと出てくるかと思っておりますけれども、次回は学校教育と文化スポーツ施設の評価に関してご説明をいただき、またご意見をいただいた上で、最終的に評価をするという方向にしたいと思っております。

それで、時間の関係が、いろんな意味で質疑もあり、評価を固めるということもありますので、2時間ではちょっと厳しいかなというふうにも思っているんですが、定例だと3時からという時間になっておりましたが、次回の委員会は6月でしたか、これは事務局とのご相談になるかなと思っておりますが、時間を少し前倒しにできるか。29日で少し先になりますけれども、2時からということになってはいますが、例えば1時間ぐらい前倒しをして、3時間ぐらいとっておくということが可能かどうかなんですが、いかがでしょうか。

<「大丈夫です。」の声。>

【山崎委員長】 ということで、次回、評価の結論を出さないといけないうということもありますので、次回の29日は2時からの開催ということで事務局のほうはよろしいでしょうか、そういう形で。

【事務局（杉崎副主幹）】 はい。

【山崎委員長】 そういうふうに皆さんでご了解いただきましたので、時間を少し前倒しでとらせていただきたいと思いますと思っております。

【茅野委員】 6月29日14時から17時ということでよろしいですね。

【山崎委員長】 14時から17時ということで、どうぞよろしくお願いたします。

あと、次回の学校教育施設や文化スポーツ施設ですけれども、これは皆さんお手元に資料がいつていると思っておりますので、当日の委員会でも結構なんですけど、事前にもし疑問点とかあればまとめておいていただいて、質疑に関してスムーズにやりとりできるといいなと思っておりますが、これはどうでしょうか。ここでやりとりをするということもあれですけれども、事務局のほうに事前にご質問とかをいただいておりますことは可能でしょうか。

【事務局（杉崎副主幹）】 はい、結構です。

【山崎委員長】 当日ご質問をいただくよりも、この資料に関して事



前にご質問とかご意見があれば事務局のほうにお寄せいただいて、まとめた形で時間を効率的に、議論の形で進めさせていただければと思っております。

きょうは評価に関しては保留という形になりましたけれども、全般を通して何かご意見とかご質問があれば、委員の皆さんからお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中島委員】 実は事務努力の評価している部分があるんです。レーダーチャート。もし私がここに携わってなかったら、あのチャートがなかったらとっても理解できません。それで、この施設の現況とか将来どうするかというのが、あのレーダーチャートで大分理解ができました。これからは図表で示すことは大変必要だと思います。特に町民に対して。いずれにしる事務努力を評価しますので、そういうことです。

【山崎委員長】 どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それじゃ、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局（杉崎副主幹）】 事務連絡を1点だけさせていただきます。今、スケジュール調整がありましたが、次回は6月29日金曜日14時からということで、1時間前倒しになります。場所なんですけど、恐れ入ります、次回は東分庁舎の第1会議室になります。通知は追ってまたお送りさせていただきます。

あと、私も今、お話を全般的に聞いていて思ったんですが、事前にご質問があれば私のほうにご連絡くださいということになるんですが、学校が現状どうなっているのかによって判断がというのがきょう全体を通してあったかと思うんです。2年前の外部委員会のときに学校の配置図というんでしょうか、クラス配置図というんですか、たしかお配りしたと思うんですけれども、それを事前にお配りしたほうがよろしいですか。

【山崎委員長】 施設台帳ですか。配置図？

【事務局（杉崎副主幹）】 単純に平面図で上から見た場合に何年何組。

【蓮見委員】 設計図の写真というか、コピーみたいな。

【水田委員】 施設台帳ですかね。

【事務局（杉崎副主幹）】 学校要覧に、1階は何年何組、何年何組、何学年教室という形で書かれた表があります。

【齋藤委員】 私は今日発言してなかったんですけども、それはお願いしたいなと思っています。というのは、一昨年の中での統合・

複合化という部分で、まず第1前提として住民サービスについては絶対欠かせないようにしましょうという設定と、それぞれの地区集会所、あるいは地域集会所の機能がきちっとそこに収まっているということが、大きな柱として複合・統合化の話になってきている。

一昨年以降に新しい課題としてなっているんじゃないかということである。災害時における災害時要支援において高齢化率が上がってきているというところに対して、その受け入れ体制と総合防災的な受け入れ体制が学校施設の中で本当に共有できるのかどうか。そのためには施設の有効性がどこまでの影響力があるのか。それは帰るときにちょっとお願いしようかなど。

それを明確にしておかないと、単に複合だとか、統合だと言って箱ものだけを考えてしまうと、その後、やったはいいいけれども、いろんな意味で支障が出てきているんです。いざ災害が起きたときにその機能が何も果たしてなかったら、ある意味では広域避難所が広域避難所の機能も果たさないということになってしまう。何のためにやったかという、ただ統合させるだけの意味合いでやるだけであったから、これは住民サービスにとっては大きなマイナスになってしまう。

実は今、事務局に言っていたんだけど、帰りにその話をしながら、学校機能は現状どういう状態の中で、どれだけの余裕を持たせているか。あるいは余裕がない場合には、敷地を通してどうしていくのかという、そういう中での一つの判断基準を出しておいた方がいいと。きょうはこの次はきっと大きな課題になるなと思って聞いていましたので、そこは明確にしてほしいということです。

【山崎委員長】 次回に向けての新たなテーマをいただいたと思います。

【高橋副委員長】 この図面でよろしいんですか。

【山崎委員長】 そうです。これが今の実態ですよ。

【事務局（杉崎副主幹）】 それが本年度バージョンができていないか、出来ていないのかというのがありますので、場合によっては昨年のもので済ませようかということもありますが、教室配置図はできれば用意するようにいたします。事前配付できるよう何とか努力はいたします。

事務局のほうからは以上です。

【山崎委員長】 じゃ、よろしいでしょうか。

皆様のご協力でもう2回目の委員会を終えることができました。どうもありがとうございました。第3回目も引き続き、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料	<p>【資料1】：施設評価結果一覧表（四分類評価別）内部委員会素案段階</p> <p>【資料2】：施設評価結果一覧表施設別）</p> <p>【資料3】：施設評価表</p>
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	茅野英一（平成30年7月19日確定）